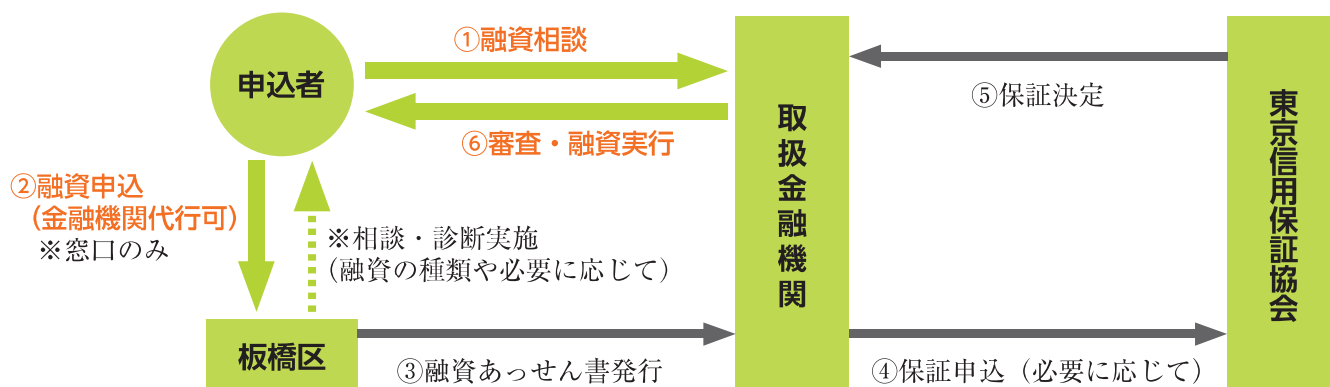


ご利用の流れ

お申込みから借り受けまでの流れ



★ 板橋区に融資あっせんの申込みをする前に、融資申込予定の取扱金融機関に相談をしてください。

- お申込みに必要な書類をすべてそろえて、区窓口にご提出ください。郵送不可
※創業・経営改善特例融資等、計画書の提出が必要な融資をご利用する場合は、中小企業診断士との面談が必要です。詳しくは、下記「中小企業診断士による経営相談」をご覧ください。
- 区から取扱金融機関に融資のあっせん書を発行します。取扱金融機関は、12ページの「取扱金融機関一覧」をご確認ください。
- 取扱金融機関にて審査、また、お客様とのご相談により、信用保証協会等に保証を申し込みます。
- 信用保証協会等の審査に基づいて保証が決定されます。
(審査により、保証されない場合があります。)
- 取扱金融機関が状況を総合的に審査し、融資を実行します。
(審査により、融資が否決される場合や、融資額が減額される場合があります。)

信用保証協会とは…

中小企業者や小規模企業者が金融機関から融資を受ける際に保証人となることで円滑な資金調達を支援する公的機関です。 ■ 東京信用保証協会 池袋支店 03-3987-5445

融資あっせんの申込みは金融機関による代行申請が可能です。(創業・経営改善特例・事業承継支援融資を除く)。

中小企業診断士による経営相談

産業融資の利用の有無を問わず、中小企業の経営の改善や安定化を目的として、中小企業診断士が経営・金融・情報化など経営全般にわたってご相談に応じています。

創業・経営改善特例・事業承継資金融資等、計画書の提出が必要な融資を申込み場合は面談が必須となりますので、お電話にてご予約ください。

- 相談窓口：産業振興課 (板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター 5階)
- 相談時間：月～金曜の午前9時～午後5時 (12時～1時を除く、1時間毎)
- 申込方法：要電話予約 (03-3579-2172)

※「経営相談」「創業相談」「事業承継相談」など、相談内容をお申し付けください。